

議案第 25 号

日出町の公の施設を佐伯市の住民が利用することに関する協議について

日出町の公の施設を佐伯市の住民が利用することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 18 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

1 公の施設の名称及び所在地

次の表のとおり

| 名 称 | 所在地 |
|------------|----------------------|
| 日出町中央公民館 | 日出町 3 8 9 1 番地 2 |
| 日出町豊岡地区公民館 | 日出町大字豊岡 5 5 8 6 番地 1 |
| 日出町日出地区公民館 | 日出町 3 8 9 1 番地 2 |
| 日出町藤原地区公民館 | 日出町大字藤原 4 3 8 0 番地 1 |
| 日出町川崎地区公民館 | 日出町大字川崎 8 6 8 番地 2 |
| 日出町大神地区公民館 | 日出町大字大神 2 9 5 8 番地 1 |
| 日出町南端地区公民館 | 日出町大字南畑 3 7 3 1 番地 1 |
| 日出町中央体育館 | 日出町 3 8 9 1 番地 2 |
| 日出町川崎体育館 | 日出町大字川崎 3 7 7 7 番地 1 |

| | |
|------------------|----------------------|
| 日出町柔剣道場 | 日出町 3 8 9 1 番地 2 |
| 日出町弓道場 | 日出町 3 7 3 9 番地 1 |
| 日出町エアライフル射撃場 | 日出町 3 6 8 3 番地 |
| 日出町保健福祉センター | 日出町大字藤原 2 2 7 7 番地 1 |
| 日出町立図書館 | 日出町 3 2 4 4 番地 1 |
| 交流ひろばHiCaLi | 日出町 3 2 4 4 番地 1 |
| 黒岩公園 | 日出町 6 4 0 番地 |
| 糸ヶ浜海浜公園（運動場に限る。） | 日出町大字大神 6 8 4 2 番地 |
| 川崎運動公園 | 日出町大字川崎 3 3 2 3 番地 2 |

2 利用方法

利用に係る公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

公の施設の管理に要する経費は、日出町の負担とする。

理 由

日出町の公の施設の一部を、大分都市広域圏を形成している佐伯市の住民が利用することについて、協議したいので提出する。